

第七十二回国会 参議院内閣委員会 會議録第六号

昭和四十九年二月二十六日(火曜日) 午前十時三十六分開会

委員の異動

二月二十一日

辞任

沢田 実君

補欠選任

宮崎 正義君

二月二十二日

辞任

志村 愛子君

補欠選任

源田 実君

西村 尚治君

川野辺 静君

今泉 正二君

安田 隆明君

加藤 進君

二月二十六日

辞任

今 春聰君

田中 茂穂君

源田 実君

岩間 正男君

補欠選任

黒住 忠行君

今泉 正二君

高橋 邦雄君

春日 正一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

寺本 広作君

岩動 道行君

岡本 愷君

山崎 昇君

今泉 正二君

黒住 忠行君

高橋 邦雄君

長屋 茂君

星野 重次君

上田 哲君

國務大臣

外務大臣

戸叶 武君

政府委員

外務大臣官房長

宮崎 正義君

外務省アジア局長

春日 正一君

外務省経済協力局長

大平 正芳君

外務省条約局長

鹿取 泰衛君

大蔵省国際金融局長

高島 益郎君

文化庁次長

御巫 清尚君

農林省農林経済局長

松永 信雄君

常任委員会専門員

藤岡眞佐夫君

外務大臣官房領事移住部長

清水 成之君

外務省情報文化局長

岡安 誠君

通商産業省通商政策局通商調査課長

相原 桂次君

通商産業省通商政策局経済協力部長

徳崎 巧君

説明員

堀 新助君

外務大臣官房領事移住部長

森山 信吾君

本日の会議に付した案件

○外務省設置法の一部を改正する法律案(第七十七回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(寺本広作君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

去る二十一日、沢田実君が委員を辞任され、その補欠として宮崎正義君が、二十二日、志村愛子君、西村尚治君、川野辺静君、今泉正二君、安田隆明君、加藤進君が委員を辞任され、その補欠として源田実君、田中茂穂君、郡祐一君、今春聰君、中山太郎君、岩間正男君がそれぞれ選任されました。

また、本日、今春聰君、田中茂穂君が委員を辞任され、その補欠として黒住忠行君、今泉正二君が選任されました。

○委員長(寺本広作君) 次に、外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○戸叶武君 外務省設置法の一部を改正する法律案について、提案理由をすてにお聞きいたしました。内容はアジア局の事務量の増大、局内幹部の仕事が多端をきわめているので、アジア局の所管事務の円滑をはかるため、アジア局に局長を補佐する次長一人を置き、そして局務を整理せしめるといふような理由であります。この提案理由に関連して大平さんに承りたいのは、日本に一番近いアジア諸国との関係というものが日本外交にあってはきわめて重要であるといふことは、いま始まったことではないと思っております。政府といたしましては、日中国交正常化に伴い、対中国関係を安定した基礎の上に発展せしめることが大切であり、その上に立ってアジア諸国に対する経済協力等の積極的な外交を展開させねばならぬという姿勢を示しておりますが、この変化は、ニクソン・ショックによる、ニクソンが東西の接近をはかるために中国やソ連を訪問して以来、日本外交の姿勢を確立することが問題になり、さらに昨年の石油ショックによって、政府はアラブ

寄り外交への急転換をはかったというようなできごとがあった後のことでもありますので、この際、日本人は非常にテンション民族で、ショックに敏感だといいますが、ショックだけで動くのでは腰のすわった外交というものはできないと思っておりますが、この際大平さんから日本の外交姿勢の基本的な態度というものを一応承りたいと思っております。

○國務大臣(大平正芳君) 申すまでもなく、わが国の外交はわが国の名譽と生存と安全を守っていくことが任務だと思っております。その意味から申しまして、過去の経緯に徴するまでもなく、朝鮮半島、中国との関連はわが国にとって非常にむずかしい問題でございますし、今日もそうでございます。将来もそうであろうと思っております。したがって、わが国の外交は、現象的に申しますと、アジアに始まってアジアに返ってくるというものであると思っております。われわれが対米外交を展開する場合も、欧州外交を考え、対ソ外交を考える場合におきましても、このアジアとの関連という点にいつも視点を置いて考えてまいらなければならぬと思っております。そういう意味で、現在及び将来を踏まえまして、アジアにおいて安定した永続的な平和を創造してまいるようにわれわれは常に最大限の努力を払っていかねばならぬと考えております。

それからいまい戸叶先生は、わが国の外交はショックに弱いという仰せでございます。確かに資源小国でございます。日本といたしましては、足場の弱い資源の上に高密度の経済、文化をささえておるわけでございますので、ショックに弱い立場にあることは仰せのとおりだと思っております。しかしながら、ショックが起こるたびごとに右往左往いたしておつては、わが国の国際信用を守る道ではないと思っております。われわれがアラブ外交を考えるにあたりまして、石油資源

外交と世間でいわれておりますものに対処するにおきましても、これはショックに対する対応策というものとして考えてまいりますと間違いを起こすおそれがあると思っております。根本はやっぱり資源保有国との永続的な関係をたんに築いてまいるというところに基礎を置かなければならぬと考えてまいりましたわけでございます。いろいろ特使を派遣したり、そういう国々との関係の調整をいたしましたという念願もありませんけれども、資源を確保したいという念願もありませんけれども、根本はやっぱりそういう国々との間の信頼関係を根底に置いて築いていかなければならぬという趣旨のものであると御理解を賜わりたいと思っております。

それからわが国といたしまして、外交の基本として、体制、信條のいかんにかかわらず、すべての国と友好関係を結ぶということを基本にいたしておるわけでございまして、このことはなかなか言うはやく行なうはむずかしいのでございましてけれども、われわれは、わが国が平和国家として再生いたしましたわけでございまして、わが国の善意を各国に御理解をいただいて、われわれは曇りない気持ちであらゆる国との間に信頼と友好を、交流を続けてまいりたいと思っております。たんにねにじみちに外交を展開してまいりたいと心がけておるわけでございまして、そういう点に足らないところがありとすれば、われわれの努力が足りないわけでございますので、いろいろ御指摘をいただきまして、なお足りないところは補いながら展開してまいりたいと考えております。

○戸叶武君 日本外交のいままで一番欠けている点は、みずからの主体性を確立した上において、多極化されたこのグローバルな時代における外交に対処しなければならぬという基本的姿勢が要請されておったにもかかわらず、日本の外交というものは、長い間アメリカの占領政策になれてアメリカ一辺倒的な外交の体質から抜け切れないでいたこと、もう一つは、日本の外務省の伝統的な流れというものは、イギリス流の外交と

いうものが身にしみておいて、陸軍のプロシア的な一つのシステムに呼応しながら、日本の外交はやはりモナーキーな国家であるイギリスと日本の国家体質は同じような錯覚の上に立って、イギリス外交の伝統を模範とするような傾向が非常に強かったのですが、私は最近における、たとえば田中内閣における一連のそこな発言の発生というのは、これは田中さんの責任、大平さんの責任、中曾根さんの責任と一つ一つをきめつけるわけにはありませんが、その根底にある日本の国家性格はいかなるものか、日本の外交はいかなる基本姿勢を持たなければならぬか、そういう明確な理念というものが統一されてない結果、思いつきの勇み足というものが出てくるのではないかと思うのです。

やはり、近代国家においてきわめて大切なことは、官僚の組織というものはわれわれは活用しなげりやならないが、やはり頭腦的な仕事をする行政官僚、外務官僚もしかりであります。その人たちが忠実にやはり仕事をやっていたれば身の安全が保障されるような安定性を与えられなければ、たとえば最近における法眼君の処置のごときは、私は、一部の人たちが何か田中内閣を倒閣する目的で、まず大平をつぶせというふうな戦術、戦術から動いているような印象は、これは問題にするわけではありませんが、少なくとも一國の外交上における失策の責任というものは外務大臣なり総理大臣が負うべきであって、事務官僚の罷免ではないと言いが、事実上罷免のような印象を与えるような、不明朗な進退を与えるというところは、今後における外務官僚の地位というものを脅かすことになるんじゃないかと思っております。大平さんはこの問題に対しては非常に苦慮しているように思いますが、将来に悪例を残さないために、その点をもう少し明快にしておいてもらいたいと思っております。

○國務大臣(大平正芳君) 私も外務省に対して責任を持っておる國務大臣でございますので、外務省の人事につきましては一〇〇%私の責任で対処

いたして、よきにつけあしきにつけ、私の責めに帰するものと考えております。現在、外務省を預かって見ておられますと、私自身、外務省の諸君がこの多難な局面に処して日夜懸命の努力を惜しまず、骨身を惜しまずやっていたらいたしていることに対して、ごうまつの不安も不満も私は持つておりません。むしろたいへん感謝をいたしておるわけでございまして。そして仰せのように、一人一人がモラルが確立いたしましたして、職責を果たしていただく風が横溢してまいらなければならぬことも仰せのとおりでございます。私は、今日もまた将来も、この職にある限り、そういう意味におきまして、外務省の士気の鼓舞につとめて人事の公正を期してまいらなげりやならぬと考えております。

前次官のことについてのお尋ねでございますが、前次官に欠陥があったとか、前次官に不満を持っていただかうことは、先ほど申しましたように贅言もないわけでございまして。非常に清廉なそして献身的によく私を補佐していただいていたわけでございまして、何らの彼を処分するとかないとかいようなことは、ごうまつもないわけでございまして。ただ、外務省にいろいろ問題が起りまして、この問題がどういふ問題であるかという評価は別にいたしまして、いろいろ問題が起きている、世の中のいろいろな批判を受けていることは間違いないことではございまして、この際やっぱり人心を新たにいたしましたして、この際みんなが当たらなければならぬ時期であることも間違いないと思っております。法眼君の場合の進退につきましては、一切私におまかせいたしておいたわけでございまして、私といたしましては、この際一べん気分を一新いたしましたして、みんな新たな勇気をもって難局に当たるといふ意味合いにおきまして、法眼君の辞意を認めて、新たな次官のもとで心機を新たにいたしましたして、モラルの確立と事務の遂行に遺憾のないようにしていただきたいということを考えたにすぎないわけでございまして。たまたまこういふことが、いろいろなこ

とが、私のワシントン記者会見事件なんか起きた前後でございましてために、この事案が何か政治的な色彩を持ったかのような誤解を世間に与えたとすれば、これは私の不明のいたすところでございます。趣旨はそういうものでなかったというところは御了承いただきたいと思います。

○戸叶武君 法眼事務次官が進退をあなたにおまかせしていただくことは、これはわかりませんが、外務大臣が、いまのたるんでいる外務省のまえをもっと引き締めて、人心を新たにするために法眼次官が責任をとらせられたという印象はぬぐうことはできないのですが、しからは安川駐米大使は、世上においてあなたと安川第五郎氏との関係もあり、あるいはアメリカ政府に与える影響というものも考慮し、そういう形から安川氏に責任をとらせられるわけにはいかぬから、法眼君が責任を……。それからいま外務大臣の地位というものはきわめて重要な立場に、デリケートな立場に置かれていまして、田中さんがあなたに責任をとれというふうなことはできないという要請もあつたというふうな世に伝えておりましたが、私はいろいろなことをせんさくしようとするのではない。ただ、この際、もう覆水盆に返らずと思っておりますが、政治的な責任を、事務官僚のトップをいく次官に負わせて責任をとらせるといふやり方は、今後において、それは責任を政治的な立場に置かれていない者に押しつけるという悪例を残すことになるので、今後はこういうことはできるだけ私はやはり慎んでおらわれないと、日本の官僚の行き過ぎもいろいろありますが、まじめな官僚の立場というものが私は非常に不安定なところに置かれると思うので……。

日本の官僚のシステムは、大体ナポレオンを破った後における破竹の勢いで台頭したプロシアを中心としたドイツ的な官僚システムを入れたので、どちらかといえばミラタリーなシステムで上から下へと、いま、事務次官が進退の一切を大臣にまかせたというふうな、こういう前時代的なシステムになっておいて、近代国家運営の上にお

一番重要なフランクシヨナルなシステム、その頂点に立つ者の指導性と責任感というものが明確化されていない点と、もう一つはチームワークが十分とられていない。サッカーにおけるアンソニーシヨナルムーブメントと同じように、日本のサッカーのいままでの弱さは、キックのほうは相当なものだが、パスボールが拙劣だ、国際社会に入つて試合をやった結果、最近においてはそのアンソニーシヨナルな運動という、サッカーにおけるポジションを守って、そうしてそのフランクシヨナルを十分に尽くしていくというようなものが運動の中でも確立しているのに、スポーツのほうは国際的な試合において練磨されたが、日本の官僚システムは旧態依然として古風なミリタリーなシステムになっている。

この際、私は、今度のことで——私は前に社会党の政治制度改革特別委員長並びに行政改革特別委員長をやった時代に、臨時行政調査会と取組んだことがありますが、あの時分、やはり三井から入った佐藤喜一郎さんですか、あの人の意見というものが非常に傾聴に値したのは、日本の官僚システムというものが非常に動脈硬化になって、近代産業におけるシステムから見ると時代おくれのちよんまげである、こういう非効率で、フランクシヨナルなシステムができていない前時代的な行政を、非効率なスポイルシステムを変えなければならぬ、と、ところによつてはアイドルシステムになっていて、というように切った提言をしておるのでありますが、これはこの機会に、外務大臣の意図するところは人心を新たにすること、ことに重点があるのではありませんか、この次長を設けることも必要だし、外務省の仕事がこれほどグローバルな時代に、世界相手にどんな仕事をするか、がふえているときに、外務省だけが非常な——大蔵省と同じように秀才が集まっているが、秀才というものは概して冷たい、ボスの性格がない、自分だけ出せばいい、人のめんどうは見ない、自分だけ算を取るとはへただし、それから人をふやすこ

ともへたで、俗に言えば、おざなりにその日を過ごして、早くエスカレーター先のほうへ乗っていきたい。こういう習性があるために、いままで日本に線の太い外交官がでない。スマートなカクテルパーティーや、ダンスパーティーや、あるいは通訳外交には持つてこいの人がいるけれども、困難にあつて、責任をもつてそこに挺身するという気概が、——イギリスの外交官なんか違います。そういうところがやはり秀才外交のひよわな、もやし外交になつているので、私はこのもやし外交から脱皮させる絶好の機会だと思つたので、それには私は、必要なときには遠慮なしに——今度には福田さんに遠慮しなくちやならない。どうも田中さんも大平さんも中曾根さんも大きな顔はできない。何でもいから、締めつけられればそのとおり、ここはがまんしなくちやならないと思ふかしなければならないが、外交は予見を必要とし、先取りを必要とするときです。全部が萎縮したときでも、日本のような資源のない国、外国相手に外交を展開しなければならぬというときに、自由にして潤滑な、創意に満ちた外交が躍動しなければ萎縮するだけあります。

この参考資料を私は見て驚いたのですが、一体外務省の構成は、各省と比較して非常に少ないじゃないですか。昭和十三年に四千六百九十八人いたのが、昭和四十八年には二千八百七十一人。これに反して大蔵省は、昭和十三年に六万九千四百八十二人いたのが、いま四十八年には六万七千三百二十八人。文部省に至つては、昭和十三年二万八千五百九十二人が、昭和四十八年には一万八千六百八十四人。厚生省は昭和十三年に一万八千七百七十九人、昭和四十八年には一万五千五百五十五人。農林省は昭和十三年には一万六千五百五十五人が五万五千六十八人というふうになつていっているが、何だか外務省はいじけていっている感じがします。大平さんは、率直に言つてどうですか、この現状でもって多極化されたところの外交、それ、アメリカからショックが起つた、中国と今度を取り組まなければならない、今度ではアラブ

だ。いなかの消防ポンプみたい、あつちこつち火事が消えたときでもう間に合わないというような走り方をやつていたのでは、機動力を發揮することはできないのじゃないかと思つて、この点はどうでしょうか。

○國務大臣(大平正芳君) 第一に、人が多いのが少ないよりいいかという、いい人が多ければいいんでございませぬけれども、必ずしも人の多きをもつてよしとしないと思つておられます。また役所のシステムは、戸叶さんも御承知のとおり、まあパーキンソンの法則じゃございませぬけれども、人間が多くなると、その人間の世話をする人間が多くなると、その人間を世話する人間が多くなると、私に役所はできるだけ簡素な仕組みがいいと思つておられます。ただ、ほかの省がこれじゃ多過ぎるとか、なにかいいう私はコメントする立場にはございませぬけれども、外務省は確かに御指摘のように、戦前に比べても少ないし、各省に比べても少ない。また諸外国の、いま参考資料で差し上げてありますように、国々に比べても圧倒的に少ないわけでございます。したがつて、御指摘のように、これは総体的にどうも少ないじゃないかという御判断は私も同様な判断を持つものでございませぬ。したがつて、もう少し充実をさせていただく必要がありはしないかとまず考へておられます。

ただ、戦後の行政組織がだんだんと膨張してまいることを防ぐために総定員法というのでございませぬ、全体を縛つておるわけでございます。このフレームからなかなかわれわれは踏み出すことができない不自由さを感じておられますけれども、しかし、御指摘のように、外務省はどうか少ないじゃないかというところは財政当局のほうも行管当局も一応認めていただいております。毎年、定員の査定におきましては漸進的にほかの省よりも若干比率にいたしまして優遇した措置を講じていただいております。また、予算でございませぬけれども、予算は飛躍せずということをおっしゃるわけですが、まあ思い切つた飛躍というのは

なかなか困難でございますけれども、これまた御理解をいただきまして、一般の増率よりは相当高目の増率を認めていただいておりますので、私といたしましては、今日の状況におきまして一応各方面の御理解に対して感謝をいたしております。そして、この総体的に少ないとも言える中で外務省の諸君よくやつていただいておりますことにむしる感謝をいたしておる次第でございます。今後は仰せのよう非常に外交が多極化され、また外交事務が年々歳々複雑になり、多岐になり、分量もふえてまいるのでございませぬので、その責任にこたえる上から申しまして、漸進的に機構、予算等の充実を鋭意はかつてまいりたいと思つておられます。しかし、冒頭に申しましたように、それにいたしまして、できるだけ有為な人材を充てて御期待にこたえなければならぬと思つておられます。

○戸叶武君 外務省から提出してもらつた諸外国との比較においても、アメリカやイギリスは日本の四倍以上の定員を持つておられます。フランスやイタリアも二倍以上であります。西ドイツやカナダよりも日本ははるかに低いわけですね。こういうところを見ると、少数精鋭と言えはよろしゅうございませぬが、至るところに穴があつて失敗を繰り返しているのは、やはり大平さんが不徳——弁明で間に合うんじゃないかと、全体、網が大綱になっていて、目がこまかく張られていないから、この情報時代において世の中の流れからは迂遠であるし、起きたできごとについて機動力を持つて対処することもできないし、そういう点において私は日本外交には非常に弱点があるのじゃないか。

それから外交官、私は去年の十月から十一月にかけて五回目の世界一周をやりましたが、至るところにおいて、たとえばジェットロの人なんかは、どちらかといえば一匹オオカミで、少数精鋭で、外務省の人たちとは違つた動きをしているが、なかなかいろいろな面と接触しているから幅広くものを見る習慣がついていまして、それから同じ大使館なり総領事館に置かれるような場合でも、他省から来た人は、それぞれの専門分野を中心としてい

るせいかもしれません、やはりあるゆとりを、持って、その国の国情を正確に把握している、あるいは人々との交際をしていっているというが、外務省の出先の人たちは忙しくて忙しくて、ほんとうに、大体本人よりも、外交官の奥さんになるものじゃないといつてこぼすのが大部分だと思ふんですが、それと同時に子供のめんどうなんか見られない。学校は日本です。二重三重の生活をやるというふうな形で、非常に表面はなやみかだけれども、身辺多事で落ち着かないやほり生活をやらせられていっているという点があるんじゃないか。これにはやはり日本の外交というものを、もつと私はその国々に接近し、接触して情報なり見通しなりを見失わないだけの体制がないと、この間東南アジア五カ国を歩いて田中さん大駟をかいいた。田中さんの不徳と言えどもそれまでだが、やっぱりこれは情報の面において、外務省情報というものが、よく言えば甘い、悪く言えばうかつな面があったんじゃないか。戦時中だからものにならない、誤解されたけれども、私の朝日新聞の先輩であった緒方竹虎さんと共同通信、時事通信の先輩であった古野猪之助氏とが、大使館にやはりもつと情報関係の人を置かないと——それはスパイというふうな意味じゃない、的確にこの民間人的感覚をもつて、お役人的感覚でなくて、十分な柔軟な感覚をもつて接触しないと情報キャッチができないという点で提案したが、当時戦争中のごとで誤解を受けてこれはつづけたのですが、やはり外務省は情報専門家を置くことをこの機会に考慮してしるべきです。外務省の定員だけで十分なあれができないとするならば、いわゆるエコノミカルなマールというふうな大企業にだけ引きずり回されて、そのあげくには、どろを日本の外務省がかぶせられるようなことでもなく、正確なやはり情報をキャッチできるような機関なり何なりというものを設ける必要があるんじゃないか。この機会にそういうことを模索しているかどうか、大平さんにお聞きしたいと思ひます。

要な柱は、仰せのとおり情報の収集、解明、判断だと思ふのでございます。その点につきまして、私は、現在の中央、現地を通じまして、外務省の情報機能はりつぱに開然するところなく動いておるとは決して考えていないのでありまして、仰せのような方向でさらに努力をいたさなければならぬと考へております。また、せつかく集めた情報や時を移さず中核のほうに伝達される通信網の整備ということもあわせて考へなければならぬわけでございます。そういう点につきましては予算面にて御配慮をいただいておりますのでございます。両々相まらまして、仰せのとおり、この情報の収集、解明ということにつきましては層一その努力を傾けなければならぬ。現状は決して満足すべきものでないとも考へております。

○戸叶武君 アジア局にしばって問題をお伺いしますが、アジア局の組織及び定員についても、局長一人、次長一人、外務参事官一人、調査官二人というぐあいになり、今度次長を設けるといふようなことになっておりますが、この参考資料を見ればわかりますように、アジア関係の大使館が十九、総領事館が九、アジア諸国関係国際機関が二十六で、これはアジア地域機関が十二、国連関係機関が十三、アジア・アフリカ等多地域間会議というふうなもので、もう国際的な一つの流れの中において、諸外国あるいは世界的な角度で接触しなければならぬ面が非常に多くなつたと思ふのです。特にアジアは東西南北の十字路になっておるので、日本はその十字路に立つ灯台のような期待をされておるが、さつぱり光はつきりしない、ぼやけている。それはやはりかなめが私はいさかりとした姿勢を持ってないからじゃないかと思ふのです。やはりこの多極化された東西南北間のいろいろな流れがぶつかり合つておるところにおいて、その十字路に立つて、これを対処するといふ形においては、日本外交におけるアジア局がかなめであつて、そのアジア局においてもつとこれに対処できるように私は機能の整備、人員の配置なりをすべきだと思ふのです。

これは私だけでなく、ある著名な大学の総長がやはり外国を歩いて、中近東に行つたら、外交官の人たちがフリーな形で話し合うときには、どうもえらいところへ島流しになつてしまつて、やっぱりアメリカやヨーロッパに行つたほうがいい、これは人情の常だから、全部こぼしておられるのはこれは正直な話で、ごく少数の人以外には、どうもこちらへ左遷されてまいりましたねという、このくさつてしまつてしまふような形というものは、やはり私はうまいことは言つておられるけれども、そのむずかしい難局に当たつておられる人たちが感激をしてやれるような体制を上がつてないからじゃないかと思ひますが、大平さんは私の不徳のせいだなんという逃げ口上をしないで、あなた自身が捨て身でやらないと、いつまでたつても日本の外交に目玉が入らない、へそも入らないと思ふのです。へそと目玉ぐらい入れなければこれはお化けになつてしまつから、特にアジア局に次長を設けるといふ形において、中心の心棒が一人だけじゃ、とてもこの忙しさに目を回すという意味で、局長にかわり得る人をそこに配置するんだと思ひますが、この点はどのようにお考へですか。

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、岩間正男君が委員を辞任され、その補欠として春日正一君が選任されました。

○國務大臣(大平正芳君) 先ほども冒頭にお答え申し上げましたように、日本の外交はアジアに出発してアジアに返るといふ、いわばほかの地域の外交もアジアをにらみながらやらなければいけません。そういう外交だと思ふのでありまして、アジア局並びにアジアの在外公館の任務というのは非常に大事だと思ひます。同時に、欧米各国にある在外公館といつても、アジアという問題意識を常に持ちながらやつていただかなければいけません。ぬ性質のものを持つておると思ふのであります。したがつて、そういう全体がアジア外交とも言えるものだと思ふのであります。で、いま現にありますが、アジア局、任務が重過ぎるわけでございますので、これを二つにすればもつと充実した仕事ができるんじゃないかという考へ方もありますけれども、対アジア外交を統一的に把握して実施するほうが私としては望ましいのではないかとお考へておるわけで、いまあるアジア局を少し充実した形にさしていただきたいというのがわれわれの願ひでございます。

○戸叶武君 外務大臣は少し充実したと言つたが、少しどころからよびり、ほんのかすかに——充実とは言えないと思ひます。これは私は、大平さんがアジアに出発してアジアに返るといふ名文句のもとに、日本の外交の重点はアジアにあるんだと言つておられるが、ことばだけが空転しているだけであつて、実際はそうなつてないのが今日の外務省の姿勢だと思ひます。私は、日本なくしてアジアの進歩なく、中国を除いてアジア問題の解決なしという信念のもとに戦後外交問題と取組んできたのであります。アジアにおける日本の役割りというものは、日本がいろいろの失敗はしたけれども、間違ひもおかしなけれども、この百年間における近代国家として成長をしたことに対して外国は大きな関心を払つておるのであります。私たちはその長所を生かして、その欠点を直してやらなければならぬのですが、問題は、私たちの外交の主体性を確立するにあつては日本の国の位置づけを考へなければならぬので、大平さんはいみじくも日本のこれからの外交は資源外交だと言ひましたが、とにかく日本が資源に恵まれてないといふことは弱点です。しかしながら、一億の民族エネルギーが教育の力によつてもつと質を向上させ、生活の安定によつてまた変な教育ママが血眼にならなくてもよいような、金がかかるのは教育と政治だといわれるような、教育の場と政治の場を荒廃させさせしななければ、日本の国は資源が少くないからといつて何も驚くことはない。その一番大切なところを忘れておるのが今日のダン

プカー政治であつて、やはり私たちは民族のエネルギーの源泉を枯渇させて、自然を破壊し、人間の心を荒廃させ、そして排気ガスだけを、土煙だけをもってこの国を破壊していく、このことをやはり反省しないといふ。

きのうも私はノルウェーの友人が十五年ぶりですずねてきました。あのノーベル賞の作家を亡命させるためにノルウェーの文化人は、どれだけソ連のメンツを傷つけないで、そして安全に脱出させるかというのを考えていままです。ソ連の中でも国家体制を質的転換するには非常に骨が折れるようですが、現にブレジネフのむすこさんですらもこのことに対しては満腔の同情をもつて当たつてゐるといふぐらゐに、窮屈な体制の中においても新しい自由を求める流れといふものは、むしろ一見窮屈に見えてゐるような、われわれから見ると困つたものだと見えてゐるようなソ連や中国の中から芽ばえが出てゐるのに、日本においてはそういうところが無い。一番大切な教育の場の荒廃と政治の場の荒廃、権力と金に弱くて、そしてマンモス以上の猛獣がそばをどかかして名譽と利権を追つてゐる、こんなぶざまなにかく国家体制はだれがつくつたのか。日本のやはり政治家と日本のエリートと称せられる官僚とが冷酷非常の国家体制をつくり上げた。これをやはり外交の面からでも私は転換しないと、教育の面からでも直していかないとえらいことになると思ふ。

大体、日本の国は、大平大臣も御承知のように、私はいつもイギリスと日本のことを——イギリスは大西洋のヨーロッパ寄りの島国だし、日本は太平洋のまん中のアジア寄りの島国ですが、島国という点において四通発達で強みを持つ。イギリスのように鉄や石炭はない。けれども、日本の国はイギリスと違つて氣候が温暖である。豊蕪原の瑞穂の国といつて、いまの冷酷非情な政治がお百姓をいじめなければ五穀豊穡の天地である。こういう食糧をやれば恵まれるような国で食糧はつくらない、そして自然は破壊していく、逆なことをやつてゐる。やはりいま一番大切なのは、私

は資源確保の問題と同時に食糧自給の体制といふものはくずさないでいくことと、これは日本だけでなく、アジアの貧困を直すために日本が貢献しなければならぬ、日本が先進国としての自分たちのやはり経験を基礎として、教育、文化の普及なり、あるいは手工業から繊維工業なり——いま田中内閣なり歴代内閣がやつてゐるような大企業と結託して鉄工場をつくる、製鉄所をつくる、石油精製所をつくるというふうな形において金をもうけ、よその国の要求とは合致しないで、強引に一部の者と組んでまかり通るといふやり方が、私はタイやインドネシアにおける抵抗になるのじやないかと思ひますが、これは私の私見じやいけませんが、大平さん、その点には考えが及んでないでしょうか。経済援助、経済協力の実態を、私たちはどういふ点において反省しなければならぬかといふことを、少し具体的に私はあなたから承つておきます。

○國務大臣(大平正芳君) 南北問題が問われかけてから久しゅうございますけれども、年々歳々南北の格差が拡大してゐるという悲しい現実がわれわれの前にあるわけでございます。手近な石油をとつてみましても、過去二十年間、われわれはきつめて安定した価格で原油を確保することが商業的手段でできたわけでございますが、その上でわれわれの経済がたいへん異常な発展を記録することができたわけでございます。これはやはり資源保有国側の安定供給という基盤の上でもたらした結果であると思ふのでありますが、それにかかわらず、格差がますます拡大してゐるということでございますので、東南アジアにおける対日批判の根底には、やはりこの格差がたいへん格差の拡大ということが根底にあると思ふのであります。発展途上国側の旺盛なアスピレーションにかかわらず、現実のいかに貧しさといふものと、われわれの資源を踏み台にいたしました異常な発展を遂げた日本その他先進国に対する格差がたいへんラシーといふものが根底にあると思ふのでございまして、われわれはまず第一に、開発途上国の立

場、その持つアスピレーションといふものに深厚な理解と共感をまず持つことが第一だと思ふのでございます。そういう反省が今日まで足らなかつたということが一つの大きな原因であらうと思ふのでございます。商業的手段によつて、いつでも、そしてどこでも必要な分量、資源を確保できたという条件の上で、われわれが安易に今日まで成長を続けてきたといふことを、この際根本からもう一度反省し直すといふことが根本になければならぬと思ふのでございます。

第二は、やっぱりわが国は外に向かつて経済的な進出をしなければいけない国でございまして、今後ともいふところで、いろんな摩擦が起り得ると思ふのであります。友好国でありましても摩擦がないとは言えないわけであらうと思ふので、そういうものが全然ない世界といふのは考えられませんが、起るべき摩擦といふものは、そういう理解と共感の上に立つたものでなければならぬはずでございますが、今日までそういう反省に根ざしたものでなかつたといふことを、この際十分考へておかなければならぬと思ひます。

それから同時に、わが国の国民性といたしまして、仰せのように非常にバイタリティーに富んだ国民でございまして、なりふりかまわず非常に活動的な国民でございまして、それがいかにも異様な姿で他民族に映るといふことも避けがたいことと思ふのであります。それはそれといたしましても、その経済的な進出活動、経済的営為といふものは、先方の社会の中で、その商慣習あるいは一般的な社会的な慣習にメロウした姿において行なわれれば問題は少なかつたと思ふのでございませうけれども、そういうことの理解が乏しかつたことも、われわれの反省の資にしなければならぬと考へておきます。

な条件の中に生まれた不満といふようなものが、そこに一つのはけ口を見出した面がないとは言えないわけでございます。非常に対日批判といふのは検討してみればみるほど複雑なものでございませう。われわれが反省すべきものはうんと反省せにやなりません。しかし、その解明と判断は一面的であつてはならないので、十分現地の事情もわれわれはわきまえてからなければいけないと思ふのでございまして、将来ともいふ問題が全然ないなといふ世界はないと思ひます。けれども、少なくともこの起る摩擦が、かつて日米間にあつたように、日米間にもいふ摩擦があつたわけでございますけれども、東南アジアにおける摩擦はちよつと性質が違ふことでございます。これはよほどわれわれが十分な反省の上で立つて、マナーを直した上で、しかも起る摩擦に処していかないといけないのではないかと一感じがいたしてゐるわけでございます。われわれは謙遜でなければならぬと思ひますが、同時にこれはまた、しり込みしてもいかぬと思ふのでございまして、そこらあたりのかね合ひはたいへんむずかしゅうございますけれども、これからのわれわれの課題として、今回の總理東南アジア御訪問に伴う教訓は、いろんな面から検討して、将来の指針にしなければならぬ要素をたくさん持つておると考へておきます。

○戸叶武君 東南アジアの経済外交という点で経済進出、主として民間側の大企業の進出なり投資、あるいはいろいろな形の経済援助なり経済協力、これが多岐にわたつて、一般の人にはなかなか理解が困難なような状態ですが、きよは高島アジア局長、御座経済協力局長及び大蔵省の藤岡国際金融局長の次長、通産省の森山経済協力部長、農林省の岡安農林経済局長にも御出席を願つたんですが、これはなかなか多岐にわたつて、これをどういふふうにとまとめ上げてやつてゐるのか、何かスーパーマーケットに品物がいろいろ並べられたような形で、これが有機的にどういふ形において結びついてゐるのか、これは仏さまでもわ

かりますまいというほど、ふかきなひとつのヤマタノオロチになつてゐるのですが、各省間における、各担当の間におけるこの調整、話し合い、責任分担、そういうようなことは一応はできてゐるんでしようが、うまくいってゐますか、大平さん。だんだん各省のセクシヨナリズムで外務省が切り取られてしまつたような感じで、古色蒼然として外務省が骨がらみになつてゐるような感じすら与えられる面があるんですが、どうですか、孤影しよう然ですか。何かこれは経済の問題はおれのほうのなわ張りだ、おれがやるんだという形で、どこにこの中心があるのか。実際どこに目がつき、どこに鼻がついてゐるか、あるにはあるけれども、とにかくこれが全体の統一がついていないような感じがするんですが、それはあなたのことだから適当にやつてゐるんだと思ひますか、どういふふうにやつてゐますか。今度の事業団の統合の問題でも、なかなか苦心をして――その一半の苦労のことはわかりましたから、あとでそれは承りますが、どういふふうにしてやらなくちゃならないか、きめ手はないにしても、あなたたちが苦惱し、模索してゐる面を一言承りたいと思ひます。経済外交というくらいじゃ、なかなか実績があがらないのじゃないかと思ひますが、そこに何か私はほるも出てくるんじゃないかと思ひますが、あまり長い時間ありませんから、むしろこれは大臣よりは御巫経済協力局長なり、あるいは大蔵省の藤岡国際金融局長なり、その辺からひとつお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(御巫清尚君) 戸叶先生御指摘のように、経済協力につきましては、関係いたします省の数、機関の数が多岐にわたつておりました、一見非常に把握しにくいような実情でございます。しかし、簡単に御説明申し上げますと、資金協力の面と技術協力の面とに分けて大ざつぱに見ることができると思ひます。

資金協力の面におきましては、私どもの外務省と大蔵省、通産省、経済企画庁、これらの四つ、通常、経済協力四省庁と、こう申しております

が、これら。それからそれぞれのプロジェクトに關係のある省というものが常時協議いたしてございまして、その協議して得ました結論をもつて外務省が相手国と折衝して、相手国と合意が得られましたならば、外交上の様式を踏んで協定をつくつていくという、協定と申しますか交換公文をつくつていくというふうな仕組みになつております。

技術協力につきましては、今度の国際協力事業団のことは別といたしまして、従来海外技術協力事業団というものがございまして、これが政府資金によりまして技術協力を一手にやつてまいりました、これを外務省が監督してまいりましたので、たとえば農業の分野であるとか、その他特別な分野に、それぞれの分野につきましては關係の各省と御協議申し上げて、その上で外務省から技術協力事業団に指令をして技術協力を実行させるといふふうな仕組みになつておりました、そういった面で、そういう協議をいろいろとしなければならぬといふことで時間がかかるというところはあるいはあるかもしませんが、必ずしも無統制、無統一というふうなことでではなく実施してまいつてきておるつもりでございます。

○戸叶武君 大蔵省のほう……

○政府委員(藤岡眞佐夫君) ただいま外務省のほうからお答え申し上げましたように、経済協力は財政金融、通商政策、その他いろんな面に關係しておりますので、私ども大蔵省のほかに通産省その他各省が密接に協議をしておるわけでございまして、ことに大蔵省について申し上げますと、財政負担がどうしても要るわけでございまして、財政の面、それからもう一つは、これは国際収支に及ぼす影響がございまして、国際収支の面からも見ておるわけでございまして、

なお、大蔵省の特殊な問題かと思ひますが、二国間の経済協力のほかに、世銀とかアジア開銀のような国際金融機関というのがございまして、その総務は大蔵大臣が任命されておりますので、そういう形におきまして、そういった国際機関の

業務にもタッチしておりますということでございまして。

○戸叶武君 通産省の森山経済協力部長、どうですか。

○説明員(森山信吾君) 経済協力のメカニズムにつきましては、先ほど外務省及び大蔵省から御指摘があったとおりでございます。通産省も通商経済上の観点から、その一環といたしまして経済協力の業務を推進いたしておるわけでございまして、そのほかに一点申し上げておきたいことは、先ほど戸叶先生から御指摘のございました、日本の民間企業の進出が相手国におきまして摩擦を生ずるといふ現象は、残念ながら各地で間々見られることとございますので、通産省におきましては、海外貿易開発協会という財団法人を結成いたしまして、日本の企業が経済的に成功する反面、社会的にも成功をおさめていただきたいということで、関連の周辺インフラに対しましてソフトなローンをするといふ制度を始めておつたわけでございまして、これが相手国企業あるいは相手国の地域住民におきまして、かなり好感を持つて受け入れられたところでございまして、この制度はぜひ経済協力の一環といたしまして、今後も続けさせていただきます。

○戸叶武君 東南アジアには農林省関係が手をつけているところがたくさんありますが、特にインドネシアにおける、いわゆる三井物産とコスゴローとの結びつきはミツゴローですか、飼料確保のためにどの程度に成績をあげつつあるんですか、農林省のほうでは……

○政府委員(岡安誠君) 農林省といたしまして先ほど關係各省が御説明申し上げましたように、特に技術協力を中心といたしまして私どもは協力をいたしてゐるわけでございます。協力の段階につきましては、政府ベースの援助のほかに、民間ベースにつきましても、私どもは技術等の協力の御要請があれば政府ベースとは別に技術協力をいたしております。

御指摘のインドネシアの南スマトラ・ランボン州におきます三井物産と現地法人でありますコスゴローとの合併会社であるミツゴローの事業の実績でございますけれども、これは大体メイズの生産と、その収買並びに輸出等を目的といたしまして法人でございます。で、この法人の目標としましては、大体四千ヘクタール程度の直営工場を持ちまして、年間生産量としまして約二万トンのメイズを生産をする、さらに周辺の農場から十萬トン程度のメイズを収買をし、これを輸出その他に充てるという計画になつておるわけでございます。

四十四年に投資の許可がなされて、さらに会社が設立されて、事業は開始されてゐるわけでございまして、現在までに大体二千ヘクタール余りの直営農場が實際稼働いたしております。実績を申し上げますと、生産量としまして大体現状では約四千トン余り、それから周辺の農場からの収買量が約三千トン、それから輸出量が約五千トン程度の実績を示しております、今後さらに先ほど申し上げました計画に沿つて事業は伸展をする、こういうふうにご考慮しておるわけでございます。

○戸叶武君 田中総理大臣が身をもってタイなりインドネシアで学生集団の激しい抗議を受けたので、先ほど若干の弁解もありましたが、一つは、学生集団の新しい目ざめというものは、自国における政治腐敗とまっくらぶつがつかつていけないから、敵は本能寺にあり、これを政治腐敗の根源は日本の経済進出にあり、日本の帝国主義の復活だといふ形において田中さんにつかつた面も確かにあると思ひますが、このことを私は軽視してはいけなかつたと思ひます。

ちよつと一九一七年に、ロシア革命が起きたあの年に、中国の周恩来氏は二十でございました。

日本にあこがれて留学したのです。一年半滞在中に、安保条約阻止国民会議の訪中代表団の団長として北京に行きまして、田中さんがつくり上げた日中国交正常化の基本となるような共同声明をつくり上げましたが、中国の考え方と若干調整しなければならぬ点もありましたので、十一月三日人民大会堂で午後八時の調印を、朝の二時までがんばって合意を得たのですが、そのとき人民大会堂で周恩来さんが、私と廖承志氏と三人で印刷ができるまで待ちながら話したとき、あのときわれわれは日本にあこがれて行ったのだ、ところが日本は、二十一カ条によって、第一次戦争のどさくさにイギリスやドイツがやったような形において祖国中国の分割を企てた、帝国主義的侵略である。これに対してわれわれは抵抗を行なった。そして来たんとするベルサイユ会議に呼応して、中国における民族的自覚の先頭切っ手として、東京やパリで騒ぎ出した。警視庁の弾圧によって、ちょうど西神田の蓬萊軒で会合したときだと思えます。検査されたり、ぶたれたりして屈辱を受けて、そうして泣く泣く祖国へみんな集団的に帰った。そして周恩来は天津、また湖南の毛沢東が起したのが五・四運動で、あれから五十年の間に中国革命の新しい手はその五・四運動の中から発生したと言ってもいいようなことなんです。

今度のインドネシアの学生の集団的抵抗、政治家も軍隊も、国の中枢にいる者がみな腐敗してしまつてどうにもならぬから、われわれが民族の憂いを代表して抵抗しようというところに、タイでもインドネシアの学生運動でもあの弾圧の中をくぐつてから、日本のかっこうのいい、あるいはニヒリスチックな抵抗運動と違つて、民族的な目ざめの先頭に立つて戦つていくという印象を、素朴ながら私たちは受けざるを得ないのです。しかし、日本には金がある、留学生のめんどろを見よう、船に乗せてやろう、いろいろないいことをやつていようだが、新しい祖国の近代化の

ない手にならうという青年たちに、ほんとうに魂を与えているであらうか、あたたかい気持ちで遇しているであらうか、私はこの留学生の支配復活を、経済セクショナリズム——これは文部省だ、あれはこつちだ、経済関係の協力の問題もばらばらだが、留学生の取り扱ひもヤマタノオロチです。みんな役所のセクショナリズムで、そうして中心がない。こんな形で、ほんとうに日本に学び、日本人を尊敬し、日本人と親しみ、そうして帰つていくであらうか。中国の留学生、朝鮮の留学生は憤りをもって——もちろんそれが新しい祖国の復活の原動力になつたということにおいては、皮肉にも日本が養成機関であるからそれはそれでいいとして、それと同じような結果を生んだらどうか。

イギリスにおける留学生に対する配慮というのは、各家庭において、たとえば、たいしたごちそうはしないが、午後三時なり四時のティータイムには家庭に留学生を呼んで、そうして軽いティーパーティーをやる。テニスをやつて、そしてテニスの後のお茶をやり、ダンスをやる。そういう形においていろいろな家庭でもって受けとめて、ああイギリスに留学してよかつたという、ひとつの感謝なりプライドを持つて学生生活をエンジョイすることができるような関係になつていって、日本に来て、軽べつされ差別されていって、魂を与えられないで、船に乗せてやる、りっぱな建物に入れてやるというけれども、そこに籠城して抵抗しなければならぬような状態がいつ生まれないともわからないようなものなんじゃないか。お役所仕事というものは万事こうだ。そうかといつて、請負仕事になれば、ボスがそれを食ひものにする。こういう点に、何か心なきひとつの日本の教育に対する取り組み方というものを——このことは、外国の事情はよくわかつているのだから、外務省あたりの人がほんとうに骨を折つてもいい。それから外務省の先輩というものが、相当の能力があつても若くしていろいろな企業に吸収されたり、もう外務省はばかばかしいとい

のでいろいろにしたり、あるいはゆうゆう自道する人がいろいろあるけれども、もつと国際的な話し合いのできる場をつくつていく。現役から離れると収入はないけれども、そういうものにやっぱり経済的援助なり何なりして、やはり私は人間を育てる教育技術の場をつくり上げてもらわないと困るのじゃないか。

それと同時に、私はデンマークに行きまして、コペンハーゲンの東海大学の文化センターが意外な効果をあげているのも、あそこに茶室をつくり、やっぱり役所仕事でなくて、窮屈でなくて、そして自然な形で人々を迎える態勢をつくつていっているからである。ソ連圏の模範生であるブルガリアのソフィアに行つたら、日本の教育に学びたいといふと、古い体制の人たちはあの教育勸語だ、そんなばかげた錯覚じゃないのだ。近代化に行く過程の日本の努力を新しい意義づけにおいて学びたいといふのが、イデオロギーの違ふ、国家体制の違ふ国においても、後進性のある発展途上のブルガリアやトルコにおいても盛んであります。そういうものを受けとめて、日本でいままさら教会をつくり、大学をつくり——なかなか骨折れると思つても、やはり外務省は外務省の中に有能な人もいるし、非常な秀才な人の集りでもあるし、またそういうことに非常に関心を持つていられる者もあるのだから、どういふ形でもいいが、この機会に私は教育文化センターみたいなものを一つ一つどういふ形においてもつくつて、そういう活動の中からさらに人材をつくるというのでなければ、お役所仕事だけで、エスカレーターに乗つてデパートを見物して行くというやり方では、私はほんとうの外交官をつくれないうんじやないかと思つてます。これは今度の特に——私はもう時間がありませんから結論にしますが、やはり日本憲法を十分理解した上で、われわれは武力によつて、暴力革命によつて変革を企てようとするのではない。激動変革の時代にわれわれは軍国主義の復活を阻止し、そして平和憲法にのつとつて、われわれは日本の持つていけるものを世界の人人に貢献するの

だ。ギブ・アンド・テークで、われわれもいただくものはいただきたいが、幾らでも役に立つことは役に立ちたいのだと、大平さんは先ほど言いましたが、それをもつと具体的に実践してもらいたいので、よその国に行つて要らぬことを言つて、イランの王国と日本の王制は同じだ——ばかかな。だれがいったつてそんな非近代的な、国家性格を誤解させるような発言は一国の大臣がやつてはいけない。大臣あたりでは、中曾根君あたりは未熟者だからまあいいとして、それを吉岡君あたりが、一部の憲法学者がこう言つていっているなんて参考意見で助け船を出すと、いきなり田中さんが、無教養のいたすところか知らぬが、それにかぶりついて、日本は王制だ、こういう憲法解釈の問題において、日本は王制だ、こういふ憲法解釈の問題から引きずりおろして、日本憲法を理解しないこの大ばかものめ、ぐらゐのことを言つてやつても、懲罰になつてもそのほうが楽になるので、私の先輩田中正造が生きていれば、中曾根、田中、何を言うか、といつて必ず私は罵声を浴びせて引きずりおろしたと思つた。

田中正造は、ちょうど明治三十六年二月十二日、私の生まれた翌日に牢屋から出て、牢屋に入つたのは直訴したためじゃない、直訴は半分精神病者だといつて、まあ侮辱した話だけれども、牢屋に入れなかつたが、渡良瀬川の農民が飢毒問題で戦つたときに、みんなふん縛られて牢獄に入れられたので、それを弁護しようと思つて裁判所に行つたら、金びかの紋章の中で、天皇の名によつて冷酷な裁判官が人民を裁いている。その現状を見て痛憤にたえなくて、うっかりしたことを言うのと不敬罪に問われるから、田中正造はうまく生理的な現象として両手を高くあげて、わあつとあくびをやつた。あくびもうっかりやれなかつた。生理的現象で、おならなら取り締まられないが、あくびなら取り締まられるといふので牢屋に入れられ

て、牢屋から出たとき彼は痛憤して、パイプを
読んで、日本の国だけでなく世界は軍備を全部な
くさなければだめだ、陸海空を廃棄しなければだ
めだ、それでは道義的な国家というものは
つけないという、反戦反軍備のいまの憲法によ
うな発言を予言者ヨハネのような声でもって叫び
上げたのですが、私はいま日本において、いいか
げんなごまかしで、なしくずしにおいて憲法をく
ずしてみたり、政治責任を持ってない形において責
任をとらせないように民族統合の象徴としたの
は、聖徳太子の十七条憲法以来の政治を執行する
者は責任をとらなくちゃならない、だれだって。
天皇でも殺された人はずいぶんいる。イギリスで
もチャールズ一世は断頭台上げられた。フラン
スでも、ロシアでも。そういうことのないように
平和憲法はつくり上げられているのに、明治憲法
の弱点を知らないで、自衛隊を復活するのは、
天皇制を復活して統帥権を置かないとまずいと
いって、カイゼルに指導せられて伊藤博文という学
のない政治家が、世界の大勢を知らない政治家が
つくり上げた明治憲法への思慕を依然として残し
ていこうというような体制は許しがたい。これは
私は今後における国会において、物価の問題だけ
で、現象面だけで戦うのではなくて、日本の国民が
武力でなくて、ほんとうにわれわれは教育の力、
経済的な運用、技術協力、マクロをもって世界の
人々に当たっていくのだということを、特にまあ
通産大臣ぐらいはしかたがないとして、外務大臣
なり一国の総理大臣たる資格を持つ者は、あなた
もそろそろ資格も持つのだが、やはりそういうこ
とを堅持しないと今度のような、もう幾ら失敗を
やったかわかりやしない、軽率では済まないこと
になるから、もし政治的な利用と思われるような
印象のもとにおいて、天皇がアメリカに行つて万
一のことでも起きたときに、だれが一体責任を持
つのだ、そういう責任の所在も明らかでなくて、
私の不徳のいたすところでは済まぬ。こういうふ
うに憲法における解釈と運用の問題がさわめてデ
リケートな段階において、こういうものに触れる

とあぶないというタブー化されてきている間に、
おそろしい底流が日本の中に生まれないとも限ら
ないので、軽率率々に私は軽率のことわりでは済
まないような言動は慎んでもらいたい。
ちょうど時間ですから集約していただきたいとい
うことですので、これをもって私は結ぶ次第でござ
います。
○宮崎正義君 大臣、私はすわったままで質問い
たしますので、どうかそのまま御答弁願えれば
けっこうでございますので、どうぞよろしく。
いま、戸叶委員のほうから、歴史的な面から、
あるいは憲法上の面から、また外交姿勢のあり方
について、るとお話や質問等で、御意見等を交
えてお話ございました。これは私も同感でござ
いますし、国際友好親善を促進するための基本的
な考えをどこに置くのか。こういうふうには、これ
は現在の日本外交の面から考えましても、だれで
もがそういうふうな考えていると私は思うわけで
す。と同時に、先ほど来大臣がおっしゃったよう
に、永続的平和に対して最大の努力をしていくの
だと、そうして切り文句的に申し上げたいへん失
礼でございますけれども、大臣のおっしゃったこ
の真意というものをとらえて私はいま申し上げて
いるわけですが、信頼と友好、これを中心にして
じみちな外交を進めていくのだというお話もござ
いましたし、アジアに入ってアジアに返るとい
ふような話も御答弁の中にございました。信頼と友
好をもつてじみちに外交を続けていきたいとい
う、その信頼と友好ということに対して、はたし
て今日までそういう姿勢で来たかどうかというこ
とを私は心配するものでございます。
と申し上げるのは、昨年八月の八日に発生し
た金大中事件の誘拐事件等に見られる日本の今日
にわたる軟弱外交と私は言いたいと思つたので
すが、この問題につきましても、外交的な決着
な、自主的な部分はまだこうであるというふう
にとらえていられないと私は見えています。さら
に昨年十月十日に田中総理が訪ソいたしました
ときの共同声明文が、北洋安全操業問題などにつ

て重要部分が欠落した問題、四十一カ所ある。こ
ういったような問題。また同じ十月の第四次中東
戦争によって起こされた石油危機問題、これに対
する中近東の外交姿勢のあり方、これらについて
も問題点がまだに残されている。さらには総理
が東南アジア諸国を歴訪した際に見られた予想外
の抗日、一月十五日のインドネシアあるいはタイ
で起こった反日学生デモを招いたあの日本外交と
いいますか、アジアに対する考え方の甘さ、こう
いった見通しの暗さ。またさらには天皇御訪米の
時期をめぐる安川駐米大使の錯覚発言に伴うと思
われる二月十九日の法眼外務次官の唐突とも言
える東遷事件。これらを考えてみましても、いま申
上げました中にもありましたけど、田中首相が
昨秋訪ソの際に、日ソ共同声明の北洋安全操業な
どの重要部分の欠落したそのことの責任問題等が
尾を引いたものと見られているということも言え
ると思うのでありますが、こうした一連の失敗外
交を、外務省の締め直しをするとも言われたこと
突然の唐突とも言える人事東遷ということになっ
ておりますが、むしろこの責任は総理や外務大臣
にあるんじゃないか、これが国民の思っているこ
とじゃないかろうかと、こういうふうに私は思うわ
けです。
まず、法案に入る前に、これらを通してのこれ
からの基本的な外交のあり方といえますか、さら
に抜本的に変えていかなきゃならない、根本的に
日本外交というものを考え直さなければならぬ
重大な乾坤一てきに来ているという立場の上に
立て、ひとつこの際、責任ある外務大臣の今日ま
での未処理の事件を通して御答弁を願いたい、
こう思うわけでありませぬ。
○國務大臣(大平正芳君) 先ほど申し上げまし
たように、たいへんむずかしい世界情勢になつて
まいりました。この中で、わが国の名譽、生存、
安全を守つてまいるということは容易ならぬ仕事
でございます。外に問題を起さなないということ
で消極的姿勢に終始しておつてはいけませんので、
われわれといたしましては、対米外交も対中外交

も対ソ外交も対西歐外交も対東南アジア外交も、
乏しいながらやっぱり積極的に進めていかなけれ
ばならぬと心得て、総理にも御出馬いただき、外
務省全員が険しい局面の外交にさおさしていつた
わけでございます。その道程におきまして、いま
宮崎委員から御指摘のように、世間から御指摘を
受けておる数々の問題が出てきたわけでございます。
これは、もとより御指摘を待つまでもなく、
外交を預かつておる國務大臣である私の責任で
ございまして、事務当局の責任などという性質のも
のではないと思つておるわけでございます。これ
からさらに険しい事態に対処していかねなければ
かぬわけでございますので、私は私の責任におき
まして、外務省の諸君、今日まで一生懸命にやっ
てくれておりましたけれども、なお一そうたがを
締めて、モラルを確立してやっていたらだいたい
いう趣旨で当たつていかなければならぬと考えて
おるわけでございます。そういう意味合いで、任
事の上におきましても、人事の上におきましても、
私の責任で処置いたしてまいりましたし、今
後も処置してまいる所存でございます。乏しい人
間の集まりでございますから、問々間違いが起き
たり、手ばかりが起り得ないという保証はござ
いませぬけれども、そういうことのないように十
分戒めてかかる決意で当たつてまいる所存でござ
います。
○宮崎正義君 先ほど来やりとりをしておりませ
んそのことを私は伺つておりました、同じような御
答弁でございますし、大臣の、一人一人のモラル
が旺盛になつていくことを考えていくようにし
たい、そしてその人事のことについては一〇〇%
自分が責任があるのだということ、そういう自分
みずからをきびしく見詰められておる大臣とすれ
ば、今回アジア局に次長一人を配置をしたいとい
う法律案をお考えになつておられますけれども、い
ま言いました一連のこの問題の終着点をつけるた
めに、職員を罷免をして、それでこと足れりとい
うようなことが、従来もこれからもあるんじゃない
か、これはたいへんなことだ、幾ら局をふやし組織の

特有の企業体でございます。これはこれなりの大きな役割を果たしておると思えます。それでおそらく年間数十億円の利益は大商社があげておると思えますが、商社の立場から見ると、そのうち地方税、国税等の姿で半分以上はまあ税金を納めるわけでございますので、本来まあ文化外交というのは政府がやる仕事であって、われわれはちゃんと税金の姿で納めておるといふ言い分が一つあると思えます。

それから第二に、しかし、交流基金として民間が自発的に拠出をいただくということはおわれわれも期待いたしておるわけでございますし、これには免税特権を与えてございまして、それだけ利益から控除されて、あと課税されるということになるわけでございますから、そういう道も開かれてあるわけでございますので、宮崎さんおっしゃるように、そういう方面に自発的な拠金をお願いしたいというのがわれわれの立場で、その立場は変わっていないわけでございます。しかし、この商社といえども一つの企業でございますし、得することもあれば損することもあつたし、全く拠金をするというのは自発的なことでもございまして、こつちから強要するわけにもまいらないわけでございまして、精一ぱいPRいたしまして御理解を求めていきたいと考えております。先ほど御答弁申し上げましたように、出資金、寄付金収入というのが、まあこの程度にとどまっておるといふことは、たいへん当初の期待から申しますと、まことに乏しいわけでございまして、なお一そうPRにつとめまして、充実をはかつてまいりたいと考えております。一応、一億ドル目標というのは政府資金で用意するつもりでございますけれども、われわれといたしましては、それは第一段の目標でございます。文化外交を欧米各国並みに展開してまいりますのはとてもこういう金額ではいけませんので、将来、政府からはもとよりでございますけれども、民間からもっと大口の出資金を期待しなければならぬと考えております。

○宮崎正義君 自民党の先生のほうにも、大臣のほうにも、相当の政治献金等があるような面も議論をさんざんされているわけですが、そういうふうな面から考えますと、大体この考え方を方向転換をしていかなきゃいけないんじゃないかと私は思っています。それから申し上げておるわけで、まず、いまお話をありましたように、私も申し上げましたように、企業ですから損得はあるであらうでしょう。しかしながら、総理がタイに行ったときでも同じでございますが、結局東南アジア諸国民を無視したエコノミクスニマル的な行動、それらのようなことが、その国々の方々に、東南アジアの方々に反目思想というものをもちましてきているというこの面なんかも議論をされてきているわけでありまして、こういう形をさせないように、そしてしかもこの流用していく当基金の寄付金は免税についてという、この法律の中にも明確になっておりまして、こういふところに、少しでも基金のほうに基金をもたらしたいという考え方というものがほんとの考え方だと思ふんです。ですから、政治献金というふうな問題点が取り上げられ、云々されていっているという点、こういう点から考えていきたいと思います。どうなんでしょうか、お考えは。

○国務大臣(大平正芳君) いま申し上げましたように、もともと民間に期待したいと考えておりますし、これはわれわれのほうのPRの努力が必要なのでございまして、一そうこの趣旨を申し上げて御理解を得て、民間からの拠金をもっと大幅に仰ぐよう努力いたしたいと考えます。

○宮崎正義君 一億ドルが目標である、それでもまだ少ないという御答弁もございましたけれども、確かにそうだと思います。しかし、現在のこの資金の運用については、非常に先進国のほうに多く支出されて、後進国のほうにはその支出額が少くない、このように思ふわけですが、こういう点から考えまして、一つの例をとってみますと、田中総理は訪米したおりにアメリカの大学十校ですか、あれに一千ドル出すようにしていった。これなんかも、アメリカのほうに基金が相当出ておりな

がら、さらに、かつなお出しているという面から考えていきますと、アメリカとか中東方面の諸国の後進国のほうに、どのような後進国に対して基金を支出してやるか、こういう点が非常に間違っていた行き方のように私は思ふてならないのですが、こういう点はどうなんでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) 総理がアメリカに参りましたときに、確かに御指摘のように一千万ドルの日本語あるいは日本語研究基金としてこれまで貢献された十大学を選定いたしましたことは事実でございます。で、過去百年間ずいぶん日本はアメリカからいろいろな形で援助してもらったわけでございまして、アメリカに対しては今措置をとったことではないと思ふと思ふでございますが、交流基金の使途についてのお尋ねでございますが、本年度の交流基金の使途は、御指摘のアジアについて四六、アメリカについて二〇%という振り分けになっておりまして、特にアメリカに重点を置いていられるわけでございまして、仰せのように、アジアの各大学で日本研究に従事しておりますところに対しては、通常予算の中から拠出をいたして、これを支援するという体制をとっております。

○宮崎正義君 私が申し上げていることは、アジアには四六%とおっしゃいますけれども、アメリカのいままでの支出している面から、いろいろな面からこう考えてみまして、経済大国の先進国のほうにはかなり厚く出ているわけですが、後進国のほうには少ないんですね。だから、アメリカに一千万ドル出す考え方を、後進国のほうに出していけるような考え方を持たなきゃいけないんじゃないかと、こう言っているわけなんです。かりにアメリカへ行つた場合とか、あるいは中東方面へ行つた場合、アジアの方面へ行つた場合に、思い切つて、米国へ行つたら米国でいいかつこうして一千万ドル出そう、それは少ない、それは確かに

少ないかもわかりませんが、いまの立場から見れば少ないかもわかりませんが、そういう考え方を後進国のほうに思い切つて向けるべきじゃないかということをお尋ねしているわけなんです。

○国務大臣(大平正芳君) それはおっしゃることも理解できますが、アメリカの十大学に一千万ドル出したというのは、これらの大学の日本語研究あるいは日本語研究というものの財政的な問題が、ごたふんに漏れず各大学とも非常な財政難におちいつておりました。そういうものを統括してまいることがたいへん危ぶまれてまいりましたということも配慮いたしました。これを基金として与えることによつて、そういう体制を過去ずっと続けてきたものが途中で挫折しないようにしていただこうという趣旨も含めてやつたものでございまして、いま新しく白紙に絵をかき場合には、宮崎先生おっしゃる通りに、金持ちの国、先進国あるいは開発途上国、むしろ開発途上国にこそ重点を置いてやるべきじゃないかという点につきましても、私もあなたと同感でございます。そういうライオン、そういう方向でやはり考えていくべきじゃないかと、せっかく文化交流基金を使うという場合におきまして、そういう配慮は私はずいぶん必要だと思ひます。

○宮崎正義君 大学ばかりじゃありません。御存じのように、それこそ国際文化交流の、大学だけに充てられた金じゃないわけですから、そういうふうな面が大きく占めているということであつて、ですから、相手国によつてはみな違ふと思ひます。大学のないところもあるでしょう、また大学がありながらも統括していきることができないか、そういうことも危ぶまれるところもあるではないでしょうか、それはみな違ふと思ひます。ですから、これは大学だけに出しているものの中に考え方ということ、文化交流の中にいかなければいけないんじゃないか、基本的な考え方をしていかなければいけないんじゃないかという

ただくことが一番望ましいと思ひんでございませう。したがって、文部省におかれても国際的な關心も持たれ、国際的なポリシーも持たれてやられたい。それはそれ自体けっこうだと思ひんでございませう。文化事業部長も言われましたように、そういうものが外に向かつてばらばらで対処するということになりまして困りますので、その点につきまして、外務省でひとつ調整していただいで、乱雑にならぬようにいたすべきではないかと考えております。交流基金に全部ファンドをまとめて、そこで一元化するというのも一つの方法でございませうけれども、必ずしもそうならなくても、別な機関でやられておりましたも、われわれのほうで十分調整をすることによって秩序を保つていくというように現在いたしておるわけでございませう。そういう方法によっても目的は達せられるわけだし、またそれなりのメリットはあるように思ひうわけでございませう。これは考え方の問題として、確かに二つの考え方はあり得るわけだと思ひますが、いずれを選択するかということになります。現在先生がおっしゃるようになりますし、もなっていないわけですが、先生のおっしゃる意味の、外に対して無秩序にならぬようにという歯どめは、外務省がちゃんと処置していくべきものと思ひます。

○宮崎正義君 時間がございませうから、しほって質問をいたしますが、この国際交流基金へ文化事業の予算が大部分こう移っていった関係で、現地の大使館とか総領事館とか領事館とか、予算上の問題で、この文化交流、広報宣伝、そういうことよりなもので非常に予算が少なくて困っている、こういう声をすいぶん私は聞いてまいりましたけれども、人員、定員の不足といいますが、定員の問題につきましては、在外公館別の実員数というこの数字をいたいで、資料をもらっておりませうが、この資料の員数はたしていいのかわりませうか、この資料の員数はたしていいのかわりませうか、昭和十四年度以降の定員の増減の経過表というのものも見ております。先ほど質問の中に、昭和十三年と

今日との差額の人数なんかの御答弁ございましたけれども、考えてみれば、国連の発足当時は五十カ国ぐらいでしたのです。現在では百三十五カ国です。か、こういってような関係になって、急激に大使館あるいは総領事館、領事館とか、あるいは政府代表部等の建物等も急激に用意しなげやならぬ。また人員もふやしていかなげやならぬ。どうして現在の定員数では間に合わないかということも聞いております。私も中雨南に行きましたときでも、この問題はうんと言われました。どうにもならない。公邸を買っても、日本の体面を保つ、ある程度までの備品も什器もほしいだけども、それすらないから、自分たちの持っている物でこの什器、備品をかるうじて備えているとか、あるいはボーイが、ある大使館では二名、女中が一名、これでは掃除するのも、お客さんが来た場合でもどうにもならない。こういうふうな声もありませうし、ペルーあたり問題でも、こういうことが非常に問題として取り上げられておりました。

それから年間の文化広報関係の予算というものは三百五十ドルといふのです。三百五十ドル、年間予算が。日本を紹介するためのテレビのフィルムを制作して、一本——まあ本國から送られるものがありませうけれども、制作してその宣伝する費用だつてね、これじゃどうにもならない。ほんとうの意味の日本の紹介といふものはできっこない。こういう点を一つも改良されてないんだというふうなことを言っておられました。こういう面から考えまして、今度アジア局に次長一名増員するとか言いますけれども、私は国際交流基金の問題点から取り上げてみて、その一部分の大学の助成のほうに多くのお金が出ていく面を、もう少し全体的な立場の上から考えていって、どうあるべきかということが、次長をふやしていく一つのやり方はポイントにもなるのじやなからうかと思ひます。

一年間の広報宣伝をやらせて、そんなような調子のことでは、ほんとうの意味の、先ほど大臣がおっしゃった国際交流の友善関係とか、あるいは信願関係とか信用関係とか、そういうふうなもの、どうやって現地の職員が果たしていているのか、こういう点なんかもどうお考えになつておるのかでせうね、お伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(大平正芳君) いままでの外交が、先ほど申し上げましたように、政治外交、経済外交、偏重になつておりました。文化外交を等閑に付しておつたことは仰せのとおりだと思ひます。ごさいませう。われわれといたしまして、ほんとうの意味の魂の触れ合う外交といふことから申しまして、また政治外交、経済外交をほんとうに生かす基礎をつちから外交といひました。文化外交といふ点については、いまのような姿ではどうもいけなかつたと思ひます。仰せのようないんを沿ひまして一そう努力をしてまいりたいと思ひます。

また、限られた予算でございませうけれども、その配分等につきましては十分配慮して、役に立たないような予算の配分になつておる個所がかりにありとすれば、それは十分是正しなげやいかぬことと思ひ十分注意いたしたいと思ひます。

○委員長(寺本広作君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(寺本広作君) 速記を起こしてください。

○宮崎正義君 先ほど、世界の商社の取り扱い高です。七十二兆三千八百億、これに対する場所と、それから取引額の、商社と、それから額と、この三年間くらいでけつこうですから、資料を出していただきたいと思ひます。この次の機会に研究していきたいと思ひますから。

○委員長(寺本広作君) 通産省当局に申し上げませう。

宮崎委員から要請のありました貿易に関する資料は、委員会として要請いたしますので、次回御提出をいただきたいと思います。

○山崎昇君 ほとんど時間がありませんから、端的に二、三お聞きをしておきたいと思ひます。去年私は議運の理事であつたものですから、河野議長と一緒に約三週間ばかり回りました。その際、大使館並びに領事館あるいは民間商社の方々、とできるだけ多くの交流を持って、いろいろ意見を聞いてまいりました。本来ならいろいろなことを聞きたいのですけれども、二、三点にしほつてお聞きをしておきたいと思ひます。

その一つは、先ほど大臣もわが党の戸叶委員の質問に、外務省の人間が足りないといふことはあなたも認めになつておるんだが、私も外国へ行つてみまして、実際大使館の職員、あれだけでだけの仕事ができるんだらうかという疑問を持ちます。たとえて言えば、スペインの大使館は大使以下七名だと、一体七名でどれだけスペインの事情がわかつて、そして分析をされるんだらうか、私も疑問に思ひます。そこへ日本からもたくさんおいでになる。商社の方々も行く、旅行者もおる。そういう世話等もやったら、一体大使館の本来の仕事はどれだけできるんだらうかというふうな私にも疑問を持ちます。そういう意味で、現地の大使館あるいは総領事館、領事館といふのはきわめて私は貧弱でないかと思ひます。これについてやっぱり大臣からお聞きをしたい。

それからもう一つは、その国の習慣がすいぶん違ふ。私は、まあスペインが特殊な事情だつたもので、それからよく聞いてまいりましたが、簡単に言え、あそこ公務員の勤務時間は朝九時半から午後一時半まで、そして午後は三時半から四時半から六時半まで勤務で、あとは勤務がない。土曜日、日曜日、日曜日はもちろん休みである。そして昼間の昼食時間が二時間で、夜のめしの時間が二時間だつた。こういう習慣のところを日本流で勤務せよといつたわけでもない。そういうこと等もかみ合わせて私は考えます。現地の大使館とか総領事館とか領事館の体制といふのがほんとうになつたらぬじやないだらうかと、少し極端な言

い方をすれば。そういう意味で、總体的には定員の問題と関連をしますけれども、一体大臣は現地の機関のこういう強化というものについてどう考えられるか。

それからあわせて、下級の三等書記官とかあるいは理事官とか、こういう方々から私どもに主として意見がありましたのは、ほとんど、一たん赴任するといふと、いま三年に一ぺんぐらになつていふのでありますが、本国に帰郷もできない、こういう実情にあるようですね。したがって、やはり外国勤務をやるわけでありまして、もう少しうちやうち帰れないにいたしまして、もう少しそういう面の配慮があつて私はいいいのではないか。

それから日本と違つて、外国の場合にはほとんど自分の家へ呼んで交流をするといふ。上級職については多少食糧費なり交際費があるかもしれない。しかし、下級職については、外務公務員としての手当は幾らかもらうけれども、そういうものについてはほとんど見られていない。こういう実情からいくと、私はほんとうの情勢をつかむのはそういう諸君ではないかと思う。そういう意味で言つて、私は外国に勤務される大使館員等の扱ひといふものをもう少しめんどうを見る必要があるんじゃないかと思ふんだが、まず、その点お聞きをしておきたいと思ふ。

○國務大臣(大平正芳君) 一つは定員の問題、一つは処遇の問題のお尋ねでございます。わが国は九十三の大使館を持ち、四十一の総領事館を持つておるわけでございますけれども、一応形はできておるわけでございますけれども、仰せのように、配置した人員が非常に非薄でございます。それだけ実のある仕事ができるかといふことにつきまして、私も同じ憂いを持つておるわけでございます。

定員の問題につきましては、先ほど戸叶さんからの御質問にもお答え申し上げましたように、総定員法に縛られておるわけでございまして、その中で可能な限りつとめておるわけでございまして、

て、四十九年度の予算案におきましては百名の増員をお認めいただいたわけでございます。現地雇員等によりまして若干の補充はいたしておりますけれども、もともと充実した活動を期待いたしますには、現在の体制は仰せのようによくないに不完全なものであることは十分承知いたしておるわけでございまして、その充実に向かつて一そう精力的に努力しなければならぬと考えております。

それから第二の処遇の点でございますが、この点につきましては、ちょうどいま多少予算と制度にかかわつてまいりますので、官房長から説明させたいと思つて、現地の慣習とマッチさせなければいかぬという点、あるいは休暇制度、帰郷制度、そういったものを考えろという御指摘で、確かに問題点であると承知いたしておりますが、現在どういふ考えでどのようにやっておるかといふ実情につきまして、官房長からひとつ御説明をさせていただきます。

○政府委員(鹿取素衛君) 在外公館につとめます館員の手当の改善につきましては、四十九年度の予算と、それに伴います法律の改正をいまお願ひしているわけでございまして、二点、簡単に申し上げますと、一つは、委員の先生も御承知のとおり、国際的に為替相場が急激に変動しております。また世界的なインフレでございます。そういう急激な変化に迅速に対処するために、従来、在勤手当をすべて法律で定めておりましたのを、これをやや弾力的に運用できるようにしたいと考えて、在勤基本手当につきましては法律で基準額を定める、定額でなくて基準額を定めるということにいたしました。その上下二五%の範囲内で政令で支給額を設定するということにいたしましたと考えておるわけでござい

ます。それから実態的な額の増加につきましては、四十九年度の予算でお願ひいたしておりますのを平均いたしますと、実質改善は約一〇%、そのうち基本手当は平均約八・五%でございます。住居

手当のほうは平均二・五%、これをさらに実質平均いたしますと、すべて取りまぜまして約一〇%という感じの要求をいたしております。

○山崎昇君 ごまかなことは、ほんとうは一ぱい聞きたいんですが、時間がありませんから、この程度でこの問題はやめますが、最近には一般旅行者が多くなつて、大使館だとかあるいは領事館の職員に対していろいろなことが持ち込まれてくる。それを処理するだけでもたいへんだということとを私も聞いてまいりました。あわせて、各商社がたいへんな人を派遣をしていろいろな買付け等をやつておるわけですが、ところが、大使館あるいは領事館には専門官が少くないといふんですね。ですから、一人の人間でいろいろなことをやるともいまのような世の中ではできるものではないといふんですね。とりわけ開港途上国の場合なんかは、アフリカへ行つてみますと、一人で南へ飛んだり東へ飛んだりしているんなことをやつたつて、できるものではないといふ。もう少し専門官といふものも派遣してもらいたいという意見もありました。したがつて、きょうは詰めることはできませんが、これは私も現地で見てきた目でありまして、ひとつ要望として大臣に申し上げておきたいと思ふんです。

それからもう一つ、現地でいろいろ私ども要望されました中に、海外に勤務する——もちろん在外公館の公務員もそうでありまして、民間から行つておる商社員等の子弟の教育の問題がたいへん私どもに要望されました。スペインのラスパルマスでも今度日本人学校ができました。あるいは香港でも、あるいは南アフリカ共和国のプレトリアでも、いろいろな懇談をやりました際に異口同音に出てまいりますのが海外勤務者の子弟の教育なんですね。

これは時間がありませんから私のほうから具体的に聞きますが、一体、海外勤務者の子弟の特に義務教育であります。これは国が責任を持つてやるんですか。あるいは、そこに居る邦人に自主的にやらせて、ただ国はそれに対して多少補助を

するといふやり方をとつておるのか。まず、この海外勤務者の子弟の教育について、基本的な考え方を聞きましておきたい。これは文部大臣とそれから——きょう大臣おられませんから、文部省と外務省が共管のようでもありませんから、両方から聞いておきたいと思ふ。

○説明員(種崎巧君) まず、第一の義務教育の問題でございますけれども、日本で義務教育といわれておりますのは、日本の国内法によりまして、日本の国内におる日本人に対する教育を国は義務教育として無償でやつておるわけでございまして、御指摘の海外の子女の問題につきましては、これはきわめて法的な言い方をいたしますと、日本政府とかかわりのないという問題ではございませぬけれども、現実の問題として、これらの子女が日本で教育を受け、海外に参りまして再び日本に帰つてきます場合、いろいろな教育上の障害があるといふことございまして、そのために、昭和三十年代の初めごろだと思つて、ごく一部の地域に、現地の日本人の発意によりましてそういう学校ができました。それが一つの母体といふ先例になりました。順次各地に学校ができていつた。特に昭和四十年代に入りましてから急激にふえまして、四十年までは五つしかございませぬ学校が、現在四十近くになつておるわけでござい

ます。海外子女の教育に対する国の態度は、こういうふうな歴史的な経緯と、それからやはり国が先生を送るとか、教科書を送るとか、あるいは教材も送つてやる、あるいは校舎の借料も払うというふうな実質的な援助がない限り、やはり現地の日本の方々の負担は相当大きくなるということから、昭和三十年代の中ごろから、すでにそういう学校に対しまして援助を始めておるわけでござい

ます。したがつて、現状は、これらの学校は現地の日本人が運営するといふたてでつくられまして、ただ国は、これに對しまして、いま申し上げましたような、先生、校舎、教材等につきまして相当の援助を行なつておるということござい

す。いわば官民相協力してやるといふのが現在の海外子女教育の現状でございます。

○政府委員(清水成之) ただいまの点でございますが、外務省の領事部長からお答えのあったところでございますが、私どももいたしましても同様の考え方でございまして、御案内のとおり、国内におきます義務教育というものを實現するにつきますは、憲法、教育基本法とあるわけでございまして、具体的には、学校教育法によりまして、保護者に就学義務を課すと同時に、市町村に小中学校の設置義務を課しまして、それに対して国が助成をし、義務教育を實現しておる、こういう体制でございますが、いまお話がございまして、外国の法令が適用になるかどうか、こういう点につきましましては問題がございまして、しかし、日本人の子弟であり、日本人としての教育をし、かつまた戻つてこられる方々でございますので、義務教育の趣旨にのっとりまして、できるだけのことを進めてまいっておるところでございますが、なお日が浅くして非常に御不満の点等あるわけでございますが、外務省とともども、この充実にただいま努力をしておるといふ段階でございます。

○山崎昇君 私、ちょっといまの答弁、ふに落ちない。日本国内にいろいろが外国にいろいろが、これは国の要請に基づいて外国に勤務するんでしよう。私は民間の人だつて、大きく言えばそうだと思う。それにかかわらず、日本国内ならば義務教育は、これ、ただにしなければいけませんね。しかし、外国にいるからただ援助すればいいんだという考え方は、私は誤りだと思つてますよ。ただ、散らばつていますから、全世界に、ですから、日本国内にいろいろに同じ扱いはできぬかもしれない。しかし、少なくとも国の責任でこれは義務教育はすべきものだと思つてますよ。そういう観点からいいますと、かりに国内ならば、各市町村が設置責任者ならば、海外の場合、それができないならば国が設置責任者になつてやるとか、法的に私は特例を設けるなり何なりして、国が責任

を持つて子弟の教育はすべきものじゃないですか。それでなければ、安心して、あなた、国を代表して在外公館に勤務するとか、あるいは民間の諸君であれば、これはなるほど企業の代表ではあるけれども、やはり資源の買付けあるいは商品の買付け等で行くわけでありまして、そういうことに私はすべきものだと思つてます。いま法が不備ならば改めてしかるべきだと私は思つておる、どうですかね。

それから私も聞いてみますと、たとえば香港で聞いたら月約一万一千円ぐらいかかる、ラスパルマスで聞きましたら年間十五万ぐらいかかるというから、大体平均月一万一千円から一万二千円ぐらいかかっている。なぜ海外におる者だけ、これだけの義務教育に金をかけなきゃならぬのか。これは根本的に私は外務省も文部省もひとつ考えを改めてもらいたいと思つておる。

それからあわせて、ここに行つておる先生であります。これもきょうは香港の例、あるいはラスパルマスの例、あるいはプレトリアの例、いろいろあります。しかし、いずれにしても、行つておる先生は、やめて行くか、休職で行くか、あるいは何とかという休暇で行くか、研修という名目で行くか、まあまちは、扱いが、そして行つた先生方は、たとえばやめて行つた方々については、奥さんをこつちに残して行つておるか、あるいは休職で行けば、帰つてきてからはその休職期間中は年金通算になりませんから、したがつて、私が帰つたら、一体戻つたときの身分はどうなるんだとか、絶えずそういう心配ばかりまつておる。ほんとうの教育というものがなかなかできない状況にある。特にある校長先生なんかは、日本に置いてきた家族のことを考えれば、ノーローゼになると言つた先生もおる。こういうことを考えれば、私はやっぱりこういう義務教育の特に先生なんかの場合には、各府県から募集するのはいいとしても、国の責任で身分を国に移すなり、あるいはその府県のままの身分でやるなり、そういう形で、外地におもむく先生に負担をかけな

いように、あるいは心配をさせないように、そういう配慮があつて私はいいのではないかと思つたが、一体どうなりますか、これも。

そして、ことしの一月十八日の毎日新聞でありますけれども、この報道によれば、何か文部大臣は大平外務大臣と會つて、海外勤務者の帰国後の子女の教育のあり方、海外における日本人学校のあり方、国外での履修と国内での履修の交換性だとか話し合つたこと書いてある。それに基づいて両方の事務当局でいろいろんことを打ち合わせするということになつておるようでありまして、さてどういふふうになつておるのか、あわせてこれも聞きたいと思つておる。

したがつて、いまいろいろを申し上げましたが、この義務教育に従つておる先生方の扱いについて聞いておきたいと思つておる。

○説明員(種崎巧君) まず最初の、義務教育を海外で行なうのかどうかという問題についてお答えいたします。

ちよつとおことばを返すようでございますが、先ほど申し上げましたように、日本の国内法というものはあくまで日本の国内のみ適用されるのが原則でございます。したがつて、日本政府が海外において日本国の責任において義務教育を行なう立場にはないというところでございまして、これはたとえて申しますれば、かりに日本政府がある国に日本政府の名において学校をつくるということは、いわば向こうの国の主権を害するおそれがあるわけでございまして、したがつて、現在海外にありますが、学校もみなそういう先ほど申し上げましたように、日本人が、現地の日本人会なり何なりがつくりまして、それを政府が実質的に応援していただくこととございまして、それで、先生のおっしゃつておる御趣旨はまことによくわかるわけでございまして、われわれとしましては、これらの学校に年々相当の金を使つておるわけでございまして、まあだんだん内容をよくしていただくことと努力していただくわけでございまして、したがつて、先ほど申し上げましたような理屈から申しますと、義務教育ということではないにしても、義務教育に劣らない内容を持った教育を現地に於いて實現するように努力していただくわけでございまして。

それから第二番目の学費の点でございますが、先ほど御指摘のありました香港それからラスパルマスはごく最近できたわけでございまして、これは実は学費の非常に高い場所でございます。通常は大体一人当たり月間三千円から五、六千円という程度におさまつておるわけでございまして、これらの学校は、どうして香港が高いのか私には実情はつまびらかでないけれども、その場所によりましていろいろ差がございまして、たとえば教材その他についても十分なることをするといふような学校では、あるいはそういう学費が高くなつておる点があるかと存じます。通常はいま申し上げましたような金額でございますが、これらにつきましても、われわれとしましては、現地の経費をできるだけ少なくするようにいろいろおつくりをしておるわけでございまして、将来そういう御要望に沿ふような時期が来ることを希望しておる次第でございます。

それから三番目、最後におつしやいました、この一月十八日の毎日の記事でございますが、これはわれわれ事務当局としましては、前々から文部省とは常時密接な連絡をしていただいております。そのとき文部大臣がおつしやつたことが、たまたまそのときから始まるという意味ではございまして、海外におきまして、いまの全日制の学校、その他補習校もございまして、通信教育もございまして、そういうものにつきましまして、別途海外子女教育振興財団というものもございまして、そういう団体、外務省、文部省が一体となつていつもやつておることでございまして、それ以上のことをちよつと私に存じませんので、また御質問に応じてお答えしたいと思います。

○山崎昇君 もう時間がありませんから、これ以上は言いませんがね。なぜ海外勤務者の子弟は

義務教育ができないんですか。なるほど、その国の主権を侵してまでやれなんということを言ってますよ。しかし、日本人自身がやったにしても、国が責任を持ってやったり義務教育はやらせるべきものじゃないですか。たとえばいまラパスパルマスの例、私が行きましたから聞きました。授業料月一万五千円だと、そのほかにスクールバス二百五十万、あるいはいま裏にグラウンドをつくらせておりましたから、その改修費、あるいは校舎を今度持ちましたから、これの借り上げ料が月十五万だと、そういうものも、一気にいかぬにしても、それやこれや全部やると、ほとんど商社員の方々の寄付による、あるいは毎月子供をやつて居る方々の親が、月一万五千円から二万円ぐらい負担しなければ教育ができないという、こういう状況にあるんですよ。

それから学校の先生もここは三名行つてました。一人は沖繩から、一人は大阪から、一人はその他から。扱いが全部まちまちです。一人は退職して行つて居る。一人は休職で行つて居る。一人は職免で行つて居る。香港、またそうです。なぜ海外にある学校で自分の子供をやつて教育を受けるのに、そこへ来る先生が、派遣される府県によつてその扱いが違ふらうか。疑問を持ちませぬか。もしそういう扱いが違ふらうか、そうしてまた国がある程度のことをするというならば、私はいまある法律が不備なら特例を設けてもいいではないかと言ひます。たとえれば府県の身分から文部省の身分に移すなら、国家公務員に移して派遣をするなら派遣をする。あるいはすべて研修なら研修ですか。そして、たとえば日本国内におれば奥さんも先生をやつておつたとする、しかし、奥さんは行かれないから、奥さんは日本におつてだんなさんだけが向こうへ行く。それもやめて行つてしまえば、もし二年なり三年なりして帰つたときに一体その先生はどうなるんだらう、そんなことばかり絶えず考へて居るんですよ。休職で行つた先生は、私の退職年金は一体どうなる

んだらうかということ考へて居る。行つた先生は、若い人もおるけれどもかなりの年配の人もおる。こういうことで、海外における勤務者の子弟の教育が満足にできると思ひますか、あなた方。だから、私は府県ごとにまちまちな扱いをさせないよう、法が不備ならば整備をしないさい。全部、扱いが研修なら研修、職免なら職免、そういう形にあつた方すべきものじゃないですか、これは。ただ、いまの法律がこうでございます、そんなことは私も承知して居ますよ。ですから、これ以上申し上げませんが、この海外に勤務する者の、一体、特に義務教育にあるような方々の教育については、それは表面に出るか裏でやるかは別にいたしましても、国がやはり、国内と同様に、全責任を負つて子供の教育というものは行なうべきものなんだという前提のもとにこれからひとつやつてもらいたいと思つて居るのですが、これはあらためて私は文部大臣にまた聞きますが、きょうは外務大臣おいでですから、ひとつ所管をする外務大臣としての見解を聞いておきたいと思つて居る。

それからもう一つ、私も言われた中に、高級学年といひますか、高校ぐらいの方々も絶えず迷つておりました。特に私は南アフリカ連邦に行つたときに、あそこは五五年しか出さないと、五年以上になると市民権を与えなければならぬから、五年で全部切られるというのです。そうすると、最大限いても五年で帰つてこなければならぬ。そうすると、子供はちょうど中学生から高校生に移るんだとか、あるいは高校在学中の者は、向こうでも高校の資格をとれないもの、こつちへ帰つたらどうなるかという心配もあるという。言うならば、教育の問題というものは、在外に勤務する者にとりましてはきわめて重要な課題になつて居るんですね。やはり私は政府はこれにこたえなければならぬと思つて居る。特に民間の人でありましては私はこたえなければならぬと思つて居る。だが、これについて外務大臣からひとつ最後にお願いをしたいと思つて居る。

山岡庄八さんですか、対談をやつておりました。私もこれを見ておりました。田中総理は、ある意味で言うならば、小中学校の先生は裁判官より重要だと言ひます。それだけ小中学校の先生が重要ならば、いまの扱いは一体どうだらうか、さらに私は疑問を持つた。そしてそういう休職で絶えず心配事を持つて居る先生から習う子供は一体どうなつてくるんだらうか、小中学校の教育が重要だといふならば、それをやる先生の身分や給与といふものはもつとやつぱり重要だと思つて居る。特に外国の場合には取り返しがつかない、国内のようにすぐどうでもこうでもできないのですから。そういう意味では私はひとつ慎重にやつてもらいたい。法改正等も含めまして、外務大臣の見解を聞いておきたいと思つて居る。

○国務大臣(大平正芳君) 義務教育制度を海外に実行するという問題、これは法律問題、立法政策上の問題でございます。私もにわかには確たる御返答はできませんけれども、実際は、国内で義務教育無償の原則で実行して居るように、実態的に、海外における子女に対しても、国が実質的に同じような責任を持つてやるべきじゃないかという趣旨と拝するのであります。そういうラインに沿つてわれわれといたしましては今日まで努力してまいりましたけれども、その改善につきまして、一、その文部当局とも御相談いたしまして努力してまいりたいと思ひます。

制度改正の問題につきましては、なお政府として検討させていただきます。

それから教員の問題でございますが、これは教員制度、給与制度から内、内地との関連においてどのように調整して差し上げるのが一番勤務の安定に役立つのか、その辺の事情は文部省を中心にお考え願ふと思ひますけれども、なお、いま御指摘になられました問題点につきましては、政府といたしまして検討させていただきます。

○委員長(寺本広作君) 他に御発言もないようです。から、本案に対する質疑は終了したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決を行ないます。

外務省設置法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認め、さより決定いたします。

〔速記中止〕

○委員長(寺本広作君) 速記を起こしてください。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十分散会

二月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社の国家管理反対に関する請願(第一二四九号)(第一二五〇号)(第一二五一号)(第一二五二号)(第一二五三号)(第一二五四号)(第一二五五号)(第一二五六号)(第一二五七号)(第一二五八号)(第一二五九号)

第一二四九号 昭和四十九年二月九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 福島県郡山市愛宕町九ノ五 新田 典子外十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五〇号 昭和四十九年二月九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 北海道江別市豊幌四一九 長尾泰

生外三十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五十一号 昭和四十九年二月九日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 札幌市南区藤野三区四三四 川原

悟朗外百二十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五二号 昭和四十九年二月九日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 東京都国分寺市本町一ノ六ノ二
山下泉外二十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五三号 昭和四十九年二月九日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 大分県大野郡大飼町田原渡無瀬
村上里子外二十四名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五四号 昭和四十九年二月九日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 大分県中津市大塚二三ノ二 松木
公望外二十四名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五五号 昭和四十九年二月九日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 大分県大野郡大飼町 村上久子外
二十四名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五六号 昭和四十九年二月九日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 茨城県水戸市西原二ノ一ノ三二
橋本富美子外二十四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五七号 昭和四十九年二月九日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区青戸三ノ三〇ノ九
小林ミエ子外十五名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五八号 昭和四十九年二月九日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 熊本県八代市三葉町三ノ四 澤誠
也外二十四名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五九号 昭和四十九年二月九日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 大分市六坊町二三組 中尾美佐子
外二十四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。